

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、装薬銃砲及び電磁石銃が発射する金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法を規定すること等を内容とする「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について検討しています。

その内容は別紙1から別紙4までのとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム電子メール (hoanka.iken@npa.go.jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局保安課銃刀・危険物係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和6年11月22日（金）から 令和6年12月21日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1から別紙4までの改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)についての意見・・・。」

〈 凡 例 〉

- 法 : 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）をいう。
- 改正法 : 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）をいう。
- 新法 : 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法をいう。
- 令 : 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）をいう。
- 府令 : 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）をいう。
- 新府令 : 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則をいう。

〈 参 考 〉

別紙1から別紙4までのほかに、それぞれの命令案について、新旧対照表等を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく、「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分のように改める。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が同一の場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定に全部改正する。
- 2 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合
改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 3 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合
対象規定を削る。
- 4 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう（〔 〕で注記した項番号を含む。）。

1 命令等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

新法第2条第1項各号、第3条第4項、第4条の2第1項（第6条第3項において準用する場合を含む。）及び第3項（第5条の4第3項、第6条第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）、第4条の4第1項、第7条第3項、第9条の6第2項（第9条の11第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第10条の5の2、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項において準用する第9条の7第2項、第10条の8第5項、第10条の8の2第5項、第13条、第21条の3第1項、第30条の2並びに第30条の3、改正法附則第2条第3項において準用する新法第10条の4第2項及び第26条第2項、改正法附則第2条第3項において読み替えて準用する新法第21条の2第2項並びに改正法附則第3条第2項において読み替えて準用する新法第11条第10項並びに令第12条第2項第2号及び第3号並びに第34条第1項第3号及び第4号

3 改正の概要

- (1) 装薬銃砲及び電磁石銃が発射する金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法等
装薬銃砲及び電磁石銃が発射する金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定は、水平方向に発射された金属性弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ0.75メートルの点と1.25メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値及び金属性弾丸の質量の測定値に基づき算出することにより行うものとし、人の生命に危険を及ぼし得る運動エネルギーの値は、金属性弾丸を発射する方向に垂直な当該金属性弾丸の断面の面積（単位は、平方センチメートルとする。）のうち最大のものに20を乗じた値とする（新府令第2条及び第3条関係）。
- (2) 猟銃の構造又は機能の基準の整備
 - ア 許可をしてはならない猟銃の、弾倉に充填することができる実包又は金属性弾丸の数は、ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であって、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。）にあつては6発以上、それ以外のライフル銃又はライフル銃以外の猟銃にあつては3発以上とする（新府令第19条第1項関係）
 - イ 許可をしてはならない猟銃の口径の長さは、ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であって、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。）にあつては10.5ミリメートルを、それ以外のライフル銃又はライフル銃以外の猟銃にあつては12番を超えることとする（新府令第19条第2項関係）。

(3) 帳簿に記載すべき事項

法第10条の5の2の帳簿に記載する事項として、実包の種類（ライフル実包以外の実包にあっては、単弾又は散弾の別を含む。）を記載することとするほか、実包を消費した場合には消費のために使用した猟銃の所持の許可に係る許可番号その他の当該猟銃を特定するに足りる事項を記載することとする（新府令第87条関係）。

(4) その他

その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和7年3月1日を予定）とする。

1 命令等の題名

指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第9条の2第1項

3 改正の概要

射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類について、

- 散弾銃射撃場（散弾銃又はライフル銃を用いて散弾によって射撃を行う施設）
- ライフル射撃場（空気銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃、散弾銃以外の滑腔銃若しくはライフル銃を用いて単弾によって射撃を行う施設）

と規定することとする。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和7年3月1日を予定）とする。

1 命令等の題名

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第50条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項、第24条第4項及び第25条第4項

3 改正の概要

(1) 無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量に係る規定

無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量に係る規定について、「ライフル銃用雷管」を「ライフル実包用雷管」に、「ライフル銃用実包」を「ライフル実包」に改めることとする。

(2) その他

その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和7年3月1日を予定）とする。

1 命令等の題名

猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

府令第19条第2項ただし書

3 改正の概要

専らとど、熊その他大きさがこれらに類する獣類の捕獲又は殺傷の用途に供する猟銃の口径の長さについて、ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないライフル銃であって、ライフル実包を発射する機能を有しないものを除く。）は12.0ミリメートルを、それ以外のライフル銃又はライフル銃以外の猟銃については8番を超えないこととする。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和7年3月1日を予定）とする。